

令和8年1月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月6日(火) 午後1時30分から午後2時8分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番	松本康博	2番	香月英昭
3番	中村津多子	4番	西村徳義
5番	井手悦郎	6番	高塚和行
7番	江頭和夫	8番	釘本勝
9番	大屋博幸	10番	古賀榮一
11番	北島英文	12番	江里口勇
13番	秋丸政光	14番	江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆

副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>定刻前ですけれども、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>本日は、令和8年1月の農業委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開会に当たりまして江里口会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>それでは、皆さん明けましておめでとうございます。</p> <p>今朝、東京大学の特任教授の鈴木宣弘さんという農業関係の先生のお話を聞いておりまして、去年、石破内閣のときには米が高騰して増産ということで言い切つて、今回、高市内閣になったら今度は減反というような対策をせないかんということで、こういう行ったり来たりの政策というのはあまりよくないと。農家も日本を守るための国家公務員と一緒に対応をしていただきたいということを切に願ひしたいと言っておられました。</p> <p>農業政策は、財務省が資金を制約ばかりして、農業のほうは資金を受けないというような悪いしきたりが残っているようでございます。なるだけ農家はそういうものに対抗して、農家の所得を確保できるような対策をしていただきたいというふうに思っております。</p> <p>農業情勢もいろんな形で進展をしておりますが、一番のネックは、後継者が不足しておりますので、なるだけ後継者が残るような政策をお願いできる政治家を選んでいきたいというふうに私は思っております。</p> <p>また、今年は特に市会議員の選挙もでございます。なるだけ農業に目を向けてくれるような人がたくさん上がっていただければと願うところでございます。私たちが農業委員として最終年になりますので、力を合わせてそういう対策に尽力していきたいと思っております。</p> <p>今日は1号議案から4号議案までございますので、皆様方の御協力をいただいて、スムーズに進行できるようにいたしたいと思ひます。</p> <p>また、今日の夕方は新年会ということで、6時から三日月の指月ですようになっております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は全員出席で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまから令和8年1月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。</p> <p>10番古賀委員、11番北島委員にお願ひいたします。</p> <p>また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件です。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は1ページから6ページになります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町横町地区にある農地で、申請理由としては規模拡大です。</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は7ページから12ページになります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては小城町下久須地区にある農地で、申請理由としては、譲受人さんは、お住まいは佐賀市なんですけれども、三日月町でクリニックを開業されている方で、申請農地の北側の住宅をもう既に取得されております。それから続きになっている農地で家庭菜園を行いたいということです。</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページから3ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は4件あります。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページから18ページになります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>こちらの案件の場所は三日月町五条地区にありまして、集落に接続した農地で、転用目的としては、申請地の北側でグループホームを開設されますが、従業員の駐車場が不足しているため、駐車場として農地の一部を転用したいということで申請をされております。</p> <p>被害防除対策ですが、盛土をされますが、崩れないようにのり面の保護をされます。排水計画ですが、雨水は南側水路へ排水、生活雑排水はありません。</p>

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地で、既存の施設の拡張に該当し、許可し得ると考えております。説明は以上です。

議 長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

3 番

農地法第5条申請事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局の説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断します。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、駐車場として利用されるため、生活雑排水はなく、雨水は南側水路へ放流されることで、特に問題はないと思います。

ホ、その他の特記事項について、令和7年11月25日に現地確認済みです。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

4 番

440平米のうちの349平米ということで、あとの100平米、これは多分、南側の土地のことだと思いますけど、残されたこの部分はどうなるのでしょうか。

事務局

西村委員の御質問にお答えをします。

資料17ページのほうに土地利用計画図がありますけれども、今回（地番）のうちの赤い四角の中だけを転用されて、残りは、当分の間は農地ということですが、今後こちらのほうも駐車場として転用したいということで申請さんのほうは想定をされておまして、こちらの農地の転用についてが、現在の許可基準の上では、既存の敷地の2分の1までしか1回の申請でできないということになっておまして、もう一回転用申請を出される計画をされているところです。最終的には全て駐車場として活用したいということで想定をされておまして。

議 長

ほかに御質問がある方はよろしく申し上げます。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は19ページから27ページです。

（第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明）

この案件の場所は三日月町深川地区にありまして、集落に接続した農地で、転用目的としては一般住宅を建築したいということで申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土はされずに現状のまま利用をされます。排水計画ですが、雨水は南側道路側溝へ排水、生活雑排水は公共下水道に接続をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置

されるものに該当し、許可し得ると考えております。

説明は以上です。

議 長

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

6 番

農地法第5条申請事前調査事項を説明します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は浄化槽に接続する計画があり、雨水等は南側側溝へ。周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

ホ、その他特記事項については、令和7年12月25日に現地確認済みです。

小城市農業委員、高塚。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は28ページから36ページです。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は小城町下久須地区にあり、集落に接続した農地で、転用目的は住宅と農業用倉庫の建築、農業用の作業場を設置したいと申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、のり面の保護をされます。排水計画ですが、雨水は南側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後南側水路へ排水をされます。

農地区分と許可の基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。

説明は以上です。

議 長

この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

7 番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断で

きます。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、排水は合併浄化槽を設け、雨水は水路に放流するもので、影響は少ないと思われる。

その他の特記事項について、令和7年12月25日に確認済みです。

令和8年1月6日、農業委員、江頭です。よろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願ひいたします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は37ページから43ページです。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は三日月町長神田地区にあり、集落の中にある農地で、転用目的は、隣接している宅地を含めて特定建築条件付売買予定地2区画を開発したいと申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水は北側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に北側水路へ排水をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。

説明は以上です。

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

農地法第5条申請事前調査事項について説明します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽に接続する計画であり、北側水路へ流す。周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

ホ、その他特記事項については、令和7年12月25日に現地確認済みです。

小城市農業委員、高塚です。審議のほうよろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認すること

議 長

事務局

議 長

6 番

議 長

事務局	<p>に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は4ページから12ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について説明をいたします。</p> <p>今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は39件、90筆で、合計が14万9,602平方メートルとなっております。</p> <p>詳細につきましては明細のほうで御確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。</p> <p>番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は12ページをお願いします。</p> <p>所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は1件です。</p> <p>番号601について説明をいたします。</p> <p>(権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>申請番号601につきましては、あっせん委員の10番古賀委員からあっせん結果報告をお願いします。</p>
10番	<p>〇〇さんに会いまして、幾らで買っていいかということで話をしました。</p> <p>2つが、どうしても水漏れとか海流のあれとかで水がたまらないということで、畑、要するに麦とか豆とかしか作れないから、全体的に値段を落としてくれということで話をしたので、〇〇さんのところに行って、それでよかでしょうかということで話しました。一応それでオーケーということで話がまとまりました。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。番号601について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。</p>

事務局	<p>事務局から議案の説明をお願いいたします。 議案書は13ページから14ページです。 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は、売渡希望が3件、貸付希望が1件です。 まず、売渡希望の申請番号1について説明をいたします。 資料のほうは44ページから47ページです。 申請番号1番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>
議 長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料は48ページから51ページです。 申請番号2、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>
議 長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号3について説明をいたします。 議案は52ページから56ページです。 申請番号3番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>
議 長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、貸付希望の申請番号1について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号1について説明をいたします。 資料は57ページから60ページになります。 申請番号1番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>

議 長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 それでは、ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(なし) ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いいたします。 次回の日程等でお知らせをいたします。 今月の農地転用の現地調査は1月26日月曜日、午後1時30分から2-6会議室になります。 2月の定例農業委員会は2月5日木曜日、午後1時30分からこちらの大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上です。 それでは、以上をもちまして1月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員